ID: 326

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 駐車施設附置等措置命令 |
| **例規名<br>根拠条項** | 芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例　第12条第1項 |
| **例規番号** | 昭和59年条例第1号 |

**【根拠条文】**

（措置命令）

第12条　市長は、第2条から第4条まで、第6条又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2　前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行なうものとする。

3　前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 平成28年4月1日 | **最終変更年月日** | 令和5年4月1日 |